平成２４年３月１３日
こども青少年・教育委員会資料
こども青少年局

児童虐待対策の推進について

児童虐待に対する 23 年度の主な取組

	- 対策１ - 支援策の充実	- 対策２ - 体制の整備・強化	- 対策３ - 組織的対応の強化	- 対策４ - 人材育成	- 対策５ - 関係機関相互の連携強化	- 対策６ - 社会的養護の推進	- 対策７ - 広報啓発の強化	- 対策８ - 地域子育て支援事業の推進
	区、保育所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで対応を強化し、子どもの安全を守ります。	支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。	組織的対応について、ルールの設定や明確化を行います。	区や児童相談所の専門性強化に加え、早期発見や継続支援に係る関係機関への研修を見直し、充実します。	情報共有のための連携会議の整備やツール等の見直しを行い、関係機関相互の連携を強化します。	児童養護施設の整備や一時保護所の整備により、社会的に児童を支える体制を強化します。	虐待に関する理解・認識を深め、相談先や通報先の幅広い周知と、地域での見守る風土づくりを進めます。	子育てしやすいまちづくりをすすめ、虐待の要因となりうる育児不安等の軽減をはかります。
23年度の主な取組	1 母子健康手帳交付時の看護職による面談の継続（22 年度～） 2 乳幼児健康診査未受診者への電話かけや家庭訪問の拡充 3 保育所に被虐待児を受け入れ、見守りを強化する仕組みの導入 4 未受診者や支援状況を把握するための母子保健システムの基本設計 5 幅広い活用が可能なヘルパー制度の検討	1 児童相談所の児童福祉司を各所２名増員 2 児童相談所に虐待対応の統括部署を創設（虐待対応・地域連携課） 3 スクールソーシャルワーカー各２名を学校教育事務所（４か所）に、児童支援専任教諭を小学校（140 校）に配置し、学齢児支援を強化 4 区への心理相談員の新規配置	1 区の職員が使用する「養育支援マニュアル」の改訂と研修の実施 2 区・児童相談所で支援している事例について、定期的な会議での情報共有・進行管理の徹底 3 内部検証制度の確立 4 局の新設課（児童虐待・ＤＶ対策担当）を中心とした施策の進捗管理	1 区及び児童相談所職員への研修の強化 2 学校、医療機関等関係機関向け研修の強化 3 関係機関向け「子ども虐待防止ハンドブック」の改訂・配付（対策５にも関連） 4 学校における虐待発見のポイント等を示したリーフレットの作成・配付（対策５にも関連）	1 個別ケース検討会議の拡充等、要保護児童対策地域協議会の活性化と活用 2 虐待の程度を表す「共有ランク」を確立し、区・児童相談所で運用開始 3 医師向け「子ども虐待対応・医学診断ガイド」の発行と医療従事者向け研修会の実施（対策４にも関連） 4 学校と区・児童相談所間での情報共有を進めるための仕組みの制定	1 北部児童相談所一時保護所の基本設計及び整備に向けた地元説明 2 児童養護施設の着工（1 か所） 3 市内３か所目の横浜型児童家庭支援センターの設置	1 相談先等の情報提供をするため、産科医療機関でのリーフレットの配布やポスターの掲示 2 地下鉄・バス等公共交通機関、商店街等での啓発 3 五県市共同による一斉街頭キャンペーン等を新規に実施 4 区と学校が連携し、赤ちゃんふれあい体験等の思春期教育を実施	1 こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率の向上 2 地域子育て支援拠点などの親子の居場所の拡充 3 乳幼児一時預かり事業の拡充 4 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブに、虐待発見のポイントや相談先等を周知
今後の取組	支援策の継続・強化により、虐待の未然防止から再発防止まで、子どもの安全を守ります。 ●未受診者・育児不安層への家庭訪問の強化 ●母子保健システムの稼働 ●産前産後のヘルパー派遣について、産後の利用申請時の診療情報提供書を省略 ●「育児支援ヘルパー」の派遣対象の拡大	さらに施策を推進するために、引き続き、区や児童相談所、学校の体制強化を目指します。 ●区の保健師を増員（８名） ●区の心理相談員を増員（４区→９区） ●児童相談所の児童心理司を増員（４名） ●児童相談所の児童福祉司を増員（４名） ●小学校の児童支援専任教諭を増員（140 校→210 校）	「養育支援マニュアル」などのツールや事例に関する定期的な会議等を的確に運用し、組織内役割の明確化、支援目標の共有化を進め、組織的対応を強化します。	児童虐待対応に関連する人材育成については、引き続き、職員・関係機関への研修を幅広く実施します。	要保護児童対策地域協議会を中心に、医療機関、学校、民生委員・児童委員等の各会議や研修会等を通じて、関係機関・関係者相互の連携強化を進めます。	引き続き、児童養護施設や一時保護所の整備により、社会全体で児童を支える体制を強化します。 ●施設等を退所した児童への相談・居場所づくり等を行うアフターケア事業を新たに実施 ●北部児童相談所一時保護所の工事に着手 ●児童養護施設の開所（１か所） ●横浜型児童家庭支援センターを新たに２か所設置	全市的な広報・啓発を実施するとともに、各区・各地域の状況に応じて、身近な地域で市民の皆様や保育所・学校等の関係者に対しても、幅広く実施します。	引き続き、子育て家庭の孤立化を防ぎ、育児不安等の軽減を図るため、事業内容の周知に努めます。 地域子育て支援拠点等のスタッフ向けに研修を実施し、児童虐待対応への理解を進めます。